

京丹波町議会基本条例 改正私案・現行対照表

改正私案	現行
<p>(議会図書室の設置、公開)</p> <p>第15条 議会は、法第100条第19項及び第20項の規定に基づき、議会の図書室を設置し、これを議員_____、町民<u>その他関係者</u>の利用に供する。</p> <p>2 議会は、議員の政策形成能力____の向上に資するため、議会図書室の資料の収集及び充実に努めなければならない。</p> <p>3 議会図書室の利用に関する事項は、議長が別に__定める。</p>	<p>(議会図書室の設置、公開)</p> <p>第15条 議会は、法第100条第19項_____に基づき、議会の図書室を設置し、これを議員のみならず、町民、_____関係者等の利用に供する。</p> <p>2 議会は、議員の政策形成及び立案の向上に資するため、議会図書室の資料の収集・__充実に努める_____。</p> <p>3 議会図書室の利用に関する事項は、別途、議長が定める。</p>